

宇都宮市保育所等の整備方針・整備計画

平成22年3月

宇都宮市

目 次

| | | |
|-----|--------------------------|----|
| 第1章 | 計画の策定にあたって | 1 |
| 第2章 | これまでの取組状況と保育を取り巻く社会環境の変化 | 2 |
| 第3章 | 整備方針策定にあたっての課題と基本的な考え方 | 6 |
| 第4章 | 民間保育所と公立保育所の役割 | 7 |
| 第5章 | 宇都宮市保育所等の整備方針・整備計画 | 8 |
| 第6章 | 民営化の推進に向けて | 13 |

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市においては、待機児童の解消や地域における子育て支援の充実等を図るため、平成12年度に「保育園の整備方針・整備計画」を策定し、計画的に子育て環境の整備に努めるとともに、行政改革の一環として、「行政経営指針行動計画」に公立保育所の民営化・統廃合を位置付け、推進してまいりました。

平成17年度には、多様化する保育ニーズに柔軟かつ、効率的・効果的に対応するため、「保育園の整備方針・整備計画」を改定し、拠点（基幹）保育所の整備や民営化等を積極的に推進した結果、在家庭親子や心身に遅れがあると思われる児童及びその保護者への支援の充実、保育サービスの向上に一定の成果を上げております。

こうした中、少子化の進行に伴い就学前（0～5歳）児童数は減少傾向にあるものの、核家族化の進行や夫婦共働き世帯の増加、女性の社会進出など社会・経済環境が大きく変化する中、保育所を利用したいという需要は年々増加傾向にあり、待機児童は解消していない状況にあります。

また、平成21年2月に子育て家庭を対象に実施した「保育サービスの利用意向調査」において、4割弱の家庭で、将来、保育所を利用したいと考えており、こうしたニーズに的確に対応していく必要があります。

一方、国においては、「新待機児童ゼロ作戦」を展開するとともに、保育を希望するすべての子育て家庭に対し、必要に応じた保育を提供するなど、新たな保育体系の構築について検討が進められており、本市においても、これまでの待機児童だけではなく、保育を希望するすべての市民が保育サービスを利用でき、かつ、年間を通じた需要に対応できるよう保育所等の整備に努めていく必要があります。

このような保育を取り巻く社会環境の変化に、迅速かつ的確に対応するため、平成17年度に策定した「保育園の整備方針・整備計画」を改定し、新たに、「宇都宮市保育所等の整備方針・整備計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、保育サービス向上対策を取りまとめた「宇都宮市保育サービス向上ビジョン」における施策体系のうち、「保育サービスの量的拡大」を実現するための計画として位置付けます。

3 計画の期間

平成22年度から平成31年度までの10年間とし、社会環境等の変化に応じて、適宜、見直しを行います。

第2章 これまでの取組状況と保育を取り巻く社会環境の変化

1 これまでの取組状況

(1)「保育園の整備方針・整備計画」の取組状況

平成17年度に策定した「保育園の整備方針・整備計画」に基づき、拠点（基幹）保育所の整備や民営化等を推進した結果、在家庭親子への子育て支援や心身に遅れがあると思われる児童及びその保護者への個別的支援の供給体制が充実するとともに、民営化の実施に伴い、延長保育の更なる時間延長や3歳以上児を含めた完全給食の実施等により保育サービスが充実し、保護者の満足度が向上しております。

しかしながら、民間誘導による民営化においては、本市が指定する地区の範囲内で民間事業者による保育所用地の確保が伴うため、一部の公立保育所では、応募事業者がなく延期している状況にあり、施設の老朽化の進行が懸念されます。

《「保育園の整備方針・整備計画」の実績》

| 項 目 | | 時期 | 保育園名 | 実 績 |
|--------------|--------------|--------------|--------------|------------------|
| 拠点（基幹）保育所の整備 | | H19 | 西部保育園 | H19年4月開設 |
| | | H20 | 北雀宮保育園 | H20年3月建替 |
| なかよしクラブ整備 | | H20 | 泉が丘保育園 | H20年4月開設 |
| | | — | 石井保育園 | H21年4月泉が丘保育園から移行 |
| 民営化 | 民間移管 (※1) | H19 | あずま保育園 | H20年1月民営化 |
| | | H21 | 御幸が原保育園 | H21年4月民営化 |
| | 民間誘導 (※2) | H18 | 峰保育園 | H18年11月民営化 |
| | | H19 | 雀宮保育園 | H19年4月民営化 |
| | | H20 | 大曾保育園 | H20年4月民営化 |
| | | H21 | 緑が丘保育園 | H21年4月民営化 |
| | | H21 | 不動前保育園 | 応募事業者なし（延期） |
| | | H22 | 北保育園 | 応募事業者なし（延期） |
| 統廃合 | H19 | あゆみ保育園（西保育園） | H19年4月統廃合 | |
| 定員増 | H20 | 石井保育園 | H21年4月定員20名増 | |

《民営化実施園の保護者満足度調査結果（「満足」と回答した保護者の割合）》

| 項 目 | 民営化前 | 民営化後 | 増減 |
|------------------|-------|-------|---------|
| a 園の保育方針について | 70.0% | 77.1% | 7.1% 増 |
| b 日常的な保育内容について | 72.5% | 78.6% | 6.1% 増 |
| c 子育て相談・支援について | 64.2% | 65.7% | 1.5% 増 |
| d 園からの情報提供について | 63.3% | 61.4% | 1.9% 減 |
| e 園の年間行事について | 68.3% | 74.3% | 6.0% 増 |
| f 給食、おやつ、献立について | 72.5% | 90.0% | 17.5% 増 |
| g 子どもの安全管理対策について | 66.7% | 74.3% | 7.6% 増 |

※ 調査回答数（民営化前 120 名，民営化後 70 名）

※ 「民営化後」の調査は，民営化後 1 年を目安に実施

（２）待機児童解消に向けた取組状況

既存の民間保育所の建替にあわせた定員増等を促進した結果，年度当初の待機児童については，平成 19 年度の 47 名をピークに減少傾向にあります。しかしながら，年度後半の 10 月には，育児休業明けや市外，県外からの転入などに伴い，希望する保育所に入所できない待機児童が平成 18 年度から 4 年連続で 100 名を超えている状況にあります。

《保育所入所者数と待機児童数の推移》

| 年度 | 保育所数 | 定 員 | 4 月 1 日現在 | | 10 月 1 日現在 | |
|-----|-------|-------------------|-------------------|---------------|-------------------|----------------|
| | | | 入所者数 | 待機児童数 | 入所者数 | 待機児童数 |
| H17 | 65 ヲ所 | 5,355 名 | 5,613 名 | 32 名 | 6,256 名 | 65 名 |
| H18 | 65 ヲ所 | 5,475 名 (+120) | 5,834 名 (+221) | 36 名 (+4) | 6,413 名 (+157) | 117 名 (+52) |
| H19 | 71 ヲ所 | 6,055 名 (+580) | 6,620 名 (+786) | 47 名 (+11) | 7,275 名 (+862) | 129 名 (+12) |
| H20 | 71 ヲ所 | 6,090 名 (+35) | 6,663 名 (+43) | 40 名 (△7) | 7,305 名 (+30) | 184 名 (+55) |
| H21 | 71 ヲ所 | 6,225 名 (+135) | 6,686 名 (+23) | 33 名 (△7) | 7,354 名 (+49) | 114 名 (△70) |

※（ ）内，前年同月増減

2 保育を取り巻く社会環境の変化

(1) 就学前（0歳～5歳）児童数

就学前児童数は、少子化の進行により減少傾向にあり、平成24年度には、平成20年度と比較して2,000名程度の減少、平成29年度には、4,600名程度の減少を見込んでおります。

《就学前児童数の予測（増減の値は、平成20年度との比較）》

| | 平成20年度 | 平成24年度 | 平成29年度 |
|--------|---------|---------|---------|
| 就学前児童数 | 29,794名 | 27,773名 | 25,192名 |
| 増減 | — | △2,021名 | △4,602名 |

(2) 保育需要量と保育サービス量

夫婦共働き世帯の増加や社会経済状況の影響に伴う女性の社会進出等が一層進み、保育需要は年々増加しており、待機児童は解消していない状況にあります。このような中、「第5次宇都宮市総合計画」の前期基本計画最終年次である平成24年度までの保育需要量を推計した結果、需要量は7,860名となり、保育サービス量は約500名分不足すると予測しております。

また、平成21年2月に子育て家庭を対象に実施した「保育サービスの利用意向調査」においては、4割弱の家庭で、将来、保育所を利用したいと考えており、その結果を踏まえた保育需要量は、平成29年度のピーク時に9,351名となり、保育サービス量は約2,000名分不足すると予測しております。

① 平成24年度に必要となる保育サービス量

| | |
|--------------------|--------|
| ①現在の保育提供量 | 7,350名 |
| ②平成24年度の保育需要量 | 7,860名 |
| ③必要となる保育サービス量（②－①） | 510名 |

《地域別の必要となる保育サービス量》

| | ①平成21年度の 保育提供量 | ②平成24年度の 保育需要量 | ③必要となる 保育サービス量 |
|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 中央地域（本庁、宝木、豊郷） | 3,470名 | 3,730名 | 260名 |
| 北西部地域（国本、富屋、篠井、城山） | 340名 | 360名 | 20名 |
| 南部地域（陽南、横川、姿川、雀宮） | 2,090名 | 2,150名 | 60名 |
| 東部地域（平石、清原、瑞穂野） | 670名 | 750名 | 80名 |
| 上河内・河内地域 | 780名 | 870名 | 90名 |
| 合計 | 7,350名 | 7,860名 | 510名 |

② 平成29年度に必要となる保育サービス量

| | |
|--------------------|---------|
| ①現在の保育提供量 | 7,350名 |
| ②平成29年度の保育需要量 | 9,351名 |
| ③必要となる保育サービス量(②-①) | 約2,000名 |

《地域別の必要となる保育サービス量》

| | ①平成21年度の 保育提供量 | ②平成29年度の 保育需要量 | ③必要となる 保育サービス量 |
|-----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 中央地域(本庁, 宝木, 豊郷) | 3,470名 | 4,400名 | 930名 |
| 北西部地域(国本, 富屋, 篠井, 城山) | 340名 | 360名 | 20名 |
| 南部地域(陽南, 横川, 姿川, 雀宮) | 2,090名 | 2,560名 | 470名 |
| 東部地域(平石, 清原, 瑞穂野) | 670名 | 1,040名 | 370名 |
| 上河内・河内地域 | 780名 | 990名 | 210名 |
| 合 計 | 7,350名 | 9,350名 | 2,000名 |

(3) 保育ニーズ

少子化や核家族化, 都市化の進行等による家庭や地域の養育力が低下している中, ライフスタイルの変化, 就労形態の多様化等により, 休日保育や延長保育の更なる時間延長など, 保育ニーズが多様化しております。

(4) 国の動向

国においては, 保育を希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指し, 平成20年2月に「新待機児童ゼロ作戦」を展開し, 平成29年度までに保育サービス利用児童数を100万人増加させ, 特に, 3歳未満児を中心とした保育サービスの提供割合を現行の20%から38%へと大幅に増加させることで, 待機児童をゼロにするとしております。

また, 保育を希望するすべての子育て家庭に対し, 必要に応じた保育を提供するため, 平成25年度には保育制度が改正される予定です。

なお, 平成18年10月に制度化された認定こども園については, 更なる普及促進に向け, 認定手続きの簡素化等の取り組みを行っていくとしております。

第3章 整備方針策定にあたっての課題と基本的な考え方

1 課題の整理

これまでの本市の取組や保育を取り巻く社会環境を踏まえ、課題を整理しました。

- (1) 保育需要は依然として高く、待機児童は解消していない状況にあることや、平成25年度に予定されている保育制度の改正に伴い、これまで以上に保育需要の増大が予測されることから、保育需要に的確に対応する必要があります。
- (2) 少子化の進行が懸念されるため、将来の保育需要の動向を見据えた対応が必要です。
- (3) 効率的・効果的な保育所運営を図るとともに、民営化を延期している一部の公立保育所においては施設の老朽化の進行が懸念されるため、民営化を円滑・着実に推進する必要があります。

2 基本的な考え方

課題を踏まえ、整備方針策定にあたっての基本的な考え方を示します。

- (1) 不足する保育サービス量を確保するため、保育所や認定こども園（幼保連携型）（※3）等の整備を促進します。
- (2) 将来、保育需要が減少した場合に、保育所の定員割れが想定されるため、公立保育所において定員減を行うなど、需要動向に柔軟に対応します。
- (3) 民営化にあたっては、民間参入が容易となる要件に見直すとともに、施設の老朽化を勘案し、民営化が滞った場合の対応もあわせて検討します。

第4章 民間保育所と公立保育所の役割

○ 民間保育所と公立保育所の役割

効率的・効果的な保育所運営を図るため、民間事業者ができる事業は民間活力を積極的に活用し、民間事業者では成り立ちにくい事業を行政の役割として、なお一層、取り組みます。

(1) 民間保育所の役割について

民間保育所については、増大する保育需要への対応はもとより、多様な保育ニーズに迅速かつ柔軟な対応を図るため、休日保育や長時間延長保育など保育サービスの充実、さらには、公立保育所と連携し、保育の質の向上に努めていくこととします。

(2) 公立保育所（拠点保育所）の役割について

公立保育所（拠点保育所）については、保育に欠ける児童の保育のほか、地域における子育て力の向上を図るため、すべての子育て家庭に対する支援を担うとともに、家庭における養育力の低下等に伴う保育困難ケースへの対応、各保育所等との連携による事業の実施及び発信・調整の役割を引き続き担っていきます。

なお、これまで以上に地域における子育て力の向上を図るため、各保育所との連携はもとより、家庭的保育者（保育ママ）や子どもの家子育て支援者等の協力が必要となることから、公立保育所の役割に家庭的保育者（保育ママ）等に対する専門研修などの実施を加え、地域が一体となって子育て支援を行うための支援体制を強化していきます。

① 地域の拠点施設として、在家庭親子等への子育て支援事業を実施

⇒ 地域の子育て環境の充実を図るため、在家庭の親子の子育て支援や心身に遅れがあると思われる児童及びその保護者への個別的支援など、すべての家庭における子育て・子育て・次代の親育てを支援する。〔子育てサロン（※4）、なかよしクラブ（※5）〕

② 地域内の全保育所及び家庭的保育者（保育ママ）（※6）、子どもの家子育て支援者等に対する専門研修などの企画及び実施

⇒ 保育の質の向上・地域との連携強化を図るため、公開保育や出前講座などの研修を充実するとともに、地域における子育てボランティア等の人材育成を図る。

③ 養育上の特別な問題を抱える家庭（保護者及び乳幼児）への支援

⇒ 児童虐待に対するケア（被虐待児の保護・ケア、保護者のケア）、医療的ケアや生活弱者（知的障がい者）などへの支援

④ 緊急一時的な保育への対応

⇒ 虐待、養育困難などの児童の緊急一時保護的な保育を行うとともに、地震、風水害など災害発生時等における緊急的な受入を行う。

第5章 宇都宮市保育所等の整備方針・整備計画

1 宇都宮市保育所等の整備方針

- ・ 年々、増加傾向にある待機児童の解消と平成25年度に予定されている保育制度の改正に伴う保育需要の増加に的確に対応していくため、保育所や認定こども園（幼保連携型）等の整備を促進し、保育需要がピークを迎える平成29年度までに、新たに約2,000名分の保育サービス量を確保します。
- ・ 心身に遅れがあると思われる児童及びその保護者への支援のための「なかよしクラブ」の整備や、効率的・効果的な保育所運営を図るための「民営化」を推進します。

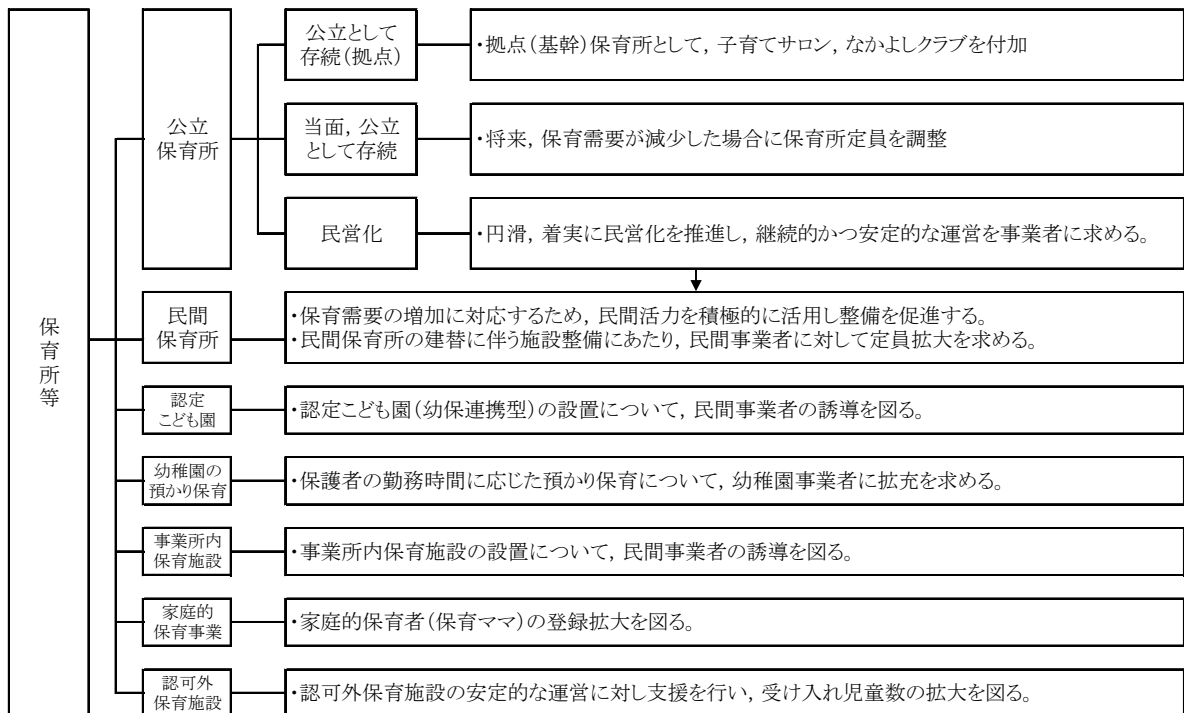
保育所等の整備にあたっては、地域ごとの保育需要量や市域全体の配置バランス、地域性を考慮し、保育所の量的拡大に向けた施設整備を促進するとともに、保育所の整備だけでは増大する保育需要に対応することが困難なことや、「保育サービス利用意向調査」の結果、保育所を利用したいと考えている家庭の中には、「認定こども園」や「幼稚園における長時間の預かり保育」でも保育サービスが十分満たされると考えている方がいることから、幼稚園を有効に活用し、認定こども園（幼保連携型）の整備促進に努めます。なお、民間保育所等の整備促進にあたっては、公共施設の有効活用等についても検討します。

また、事業所内における保育の実施の促進や、家庭的保育者（保育ママ）の登録を推進しながら、引き続き受け入れ児童の拡大を図るとともに、保育所の補完的な役割にある認可外保育施設については、施設の安定的な運営に対する支援を行うことで、受け入れ児童数の拡大を図ります。

さらに、心身に遅れがあると思われる児童及びその保護者への支援のための「なかよしクラブ」の整備や、効率的・効果的な保育所運営を図るための「民営化」を推進します。

なお、保育需要については、今後、益々増大し、平成29年度にはピークに達するものと見込んでおり、増大する保育需要への対応はもとより、将来、保育需要が減少した場合には保育所の定員減を行うなど、保育サービス量の調整が必要になることから、需要動向に柔軟に対応するため、一部の公立保育所を当面、公立として存続します。ただし、当面、公立として存続する保育所については、平成29年度以降の需要動向を見極めた上で、方向性を再検討します。

(1) 宇都宮市保育所等の整備の方向



(2) 目標値の設定

平成24年度までに、保育所や認定こども園(幼保連携型)等において、新たに500名程度の受入増を図り、待機児童ゼロを目指します。また、平成25年度に予定されている保育制度の改正に伴う保育需要の増加に的確に対応していくため、平成29年度までに、新たに1,500名程度の受入増を図ります。

なお、「保育サービス利用意向調査」の結果に基づく「認定こども園」等の保育需要量については、3歳未満の児童のうち「認定こども園」を利用したいと希望する家庭が470名、3歳以上の児童で「幼稚園による長時間の預かり保育」を希望する家庭が540名となり、あわせて約1,000名と予測しているため、目標値は次のとおり設定します。

ア 保育所における目標値 【新たに1,000名程度の受入増を図る。】

- ・平成24年度までに、新たに400名程度の受入増を図る。
- ・平成25年度から平成29年度にかけて、新たに600名程度の受入増を図る。

イ 幼稚園(認定こども園含む)における目標値 【新たに1,000名程度の受入増を図る。】

- ・平成24年度までに、新たに100名程度の受入増を図る。
- ・平成25年度から平成29年度にかけて、新たに900名程度の受入増を図る。

(3) 宇都宮市保育所等の取組について

① 民間保育所等の取組について

保育所においては、民間活力を積極的に活用し保育所新設を促進するとともに、既存施設の建替や公立保育所の民営化にあわせた定員増を民間事業者に求め、保育所の定員拡大を図ります。また、保育所の定員拡大だけでは増大する保育需要に対応することが困難であることから、幼稚園運営事業者に対して0歳児から2歳児までの預かりができるよう、認定こども園（幼保連携型）の設置を促すとともに、幼稚園における3歳以上児の預かり保育の充実を求めます。

ア 民間保育所

新設保育所については、600名程度の保育サービス量を確保します。

また、民間保育所の既存施設の建替にあわせ、350名程度の保育サービス量の確保を図るとともに、公立保育所の民営化にあわせ、50名程度の保育サービス量を確保します。

イ 幼稚園（認定こども園含む）

幼稚園において、「認定こども園（幼保連携型）」の設置を促進し、3歳未満の児童500名程度の保育サービス量を確保します。また、3歳以上の児童については、「幼稚園における長時間の預かり保育」で500名程度の保育サービス量を確保します。

② 公立保育所の取組について

ア 拠点（基幹）保育所

拠点（基幹）保育所については、「竹林保育園」に「なかよしクラブ」を設置し、現在の西が岡保育園のなかよしクラブ機能を竹林保育園に移行します。

【拠点（基幹）保育所名】

西部，北雀宮，石井，竹林

イ 当面，公立として存続する保育所

増大する保育需要に対応するため、また、将来、保育需要が減少した場合に保育所定員を調整するため、当面、公立として存続し、必要に応じて耐震診断や改修を行います。

【当面，公立として存続する保育所名】

泉が丘，松原，東浦，大谷，ゆずのこ，なかよし

ウ 公立保育所の民営化

多様化する保育ニーズや施設の老朽化に対応するため、公立保育所の民営化を推進します。

【民営化保育所名】

みなみ，不動前，北，今泉第二，上横田，西が岡

2 宇都宮市保育所等の整備計画

(1) 民間保育所等の整備促進計画

民間保育所等の整備にあたっては、社会環境の変化や民間事業者の動向等により、適宜、計画目標値を見直します。

① 平成24年度までの計画目標

| 項 目 | 保育サービス量（目標値） | | |
|-----------------------|--------------|------|------|
| | 保育所 | 幼稚園 | 計 |
| 新設（幼稚園は認定こども園新設） | 200名 | 50名 | 250名 |
| 既存保育所の建替 | 180名 | — | 180名 |
| 定員増（幼稚園は長時間預かり保育での受入） | 20名 | 50名 | 70名 |
| 計 | 400名 | 100名 | 500名 |

② 平成25年度～平成29年度までの計画目標

| 項 目 | 保育サービス量（目標値） | | |
|-----------------------|--------------|------|--------|
| | 保育所 | 幼稚園 | 計 |
| 新設（幼稚園は認定こども園新設） | 400名 | 450名 | 850名 |
| 既存保育所の建替 | 170名 | — | 170名 |
| 定員増（幼稚園は長時間預かり保育での受入） | 30名 | 450名 | 480名 |
| 計 | 600名 | 900名 | 1,500名 |

③ 最終目標（上記①+②）

| 項 目 | 保育サービス量（目標値） | | |
|-----------------------|--------------|--------|--------|
| | 保育所 | 幼稚園 | 計 |
| 新設（幼稚園は認定こども園新設） | 600名 | 500名 | 1,100名 |
| 既存保育所の建替 | 350名 | — | 350名 |
| 定員増（幼稚園は長時間預かり保育での受入） | 50名 | 500名 | 550名 |
| 計 | 1,000名 | 1,000名 | 2,000名 |

(2) 公立保育所の整備計画

公立保育所の整備にあたっては、竹林保育園に「なかよしクラブ」を整備するとともに、民営化を円滑・着実に推進します。

| 項 目 | | 予定時期 | 保 育 所 名 |
|-------------------------|------|-------|-------------|
| 民営化の推進 | 民間移管 | H 2 2 | みなみ保育園 |
| | 民間誘導 | H 2 4 | 不動前保育園，北保育園 |
| | | H 2 5 | 今泉第二保育園 |
| | | H 2 6 | 上横田保育園 |
| | | H 2 7 | 西が岡保育園 |
| 拠点（基幹）保育所への「なかよしクラブ」の整備 | | | 竹林保育園 |

第6章 民営化の推進に向けて

1 保育所民営化の基本方針

保育所の民営化にあたっては、これまで公募により受諾事業者を募集してきたが、応募事業者数は減少傾向にあり、特に民間誘導方式による民営化は、一部で応募事業者がいない状況がありました。一方で、民営化を実施した保育所においては、延長保育の更なる時間延長や完全給食の実施等により、これまで以上に保育サービスが充実し、保護者の満足度は向上しているところです。このため、保育サービスの更なる向上に向け、引き続き民営化は推進していく必要があります。今後の民営化の推進にあたっては、これまでの経過を十分に踏まえ、募集手順や設置場所の範囲拡大など民間参入が容易となる要件に見直し、多数の事業者を確保するとともに、今後とも適切な事業者を選考していきます。

2 民営化推進にあたっての基本的な考え方

- ・ 保育所を利用している保護者への説明責任を果たしながら、保護者の不安や負担、子ども達の心理的負担の軽減に十分配慮します。
- ・ 多数の民間事業者の誘導により、長期的かつ安定的な保育事業を確保するため、民営化施設の運営に適した事業者を選考します。

3 民営化の手法

「民間移管方式」及び「民間誘導方式」の民営化を公募により実施します。

4 「民間誘導方式」の民営化について

(1) 募集にあたっての基本的な要件

受諾事業者においては、民営化する保育所の近隣に新たな保育所を設置し、認可保育所として継続的に運営することとします。また、新たな保育所の設置にあたっては、民営化する保育所にできる限り近い場所が望ましいことから、設置場所の範囲は、保育所の配置バランスや幹線道路等を考慮し、民営化する保育所から半径2キロメートル程度の範囲とします。なお、募集の結果、適任者又は応募事業者がいない場合は、施設の老朽度合い等を勘案し、民営化募集開始年度から6年を限度に保育所の定員調整を図りながら廃園するとともに、新たな保育所等を近隣に誘導していくこととします。

(2) 対象事業者

- ・ 既存の社会福祉法人又は学校法人にあつて、法人の主たる事務所が県内にある者
- ・ 社会福祉法人を設立しようとする者にあつて、住所が県内にある者

(3) 募集の手順（原則）

| 回数 | 新たな保育所の設置場所の範囲 |
|----|--|
| 1 | 民営化する保育所から半径1キロメートル程度の範囲とし、かつ、他の保育所から概ね500メートル以上離れるものとします。 |
| 2 | 同上（募集期間を延長） |
| 3 | 民営化する保育所から半径2キロメートル程度の範囲とし、かつ、他の保育所から概ね500メートル以上離れるものとします。 |

5 「民間移管方式」の民営化について

(1) 募集にあたっての基本的な要件

受諾事業者においては、民営化する保育所の土地や建物等を引き受け、これまでの保育内容を継承するとともに、新たな保育事業を展開し、引き続き、認可保育所として継続的に運営することとします。また、土地や建物等の財産の取り扱いは次のとおりとします。なお、募集の結果、適任者又は応募事業者がない場合は、指定管理者制度（※7）の導入等について検討します。

- ・ 土地については有償譲渡又は有償貸与とします。ただし、有償貸与の場合は、事業運営の早期安定化を図るため、移管後10年間は無償とします。
- ・ 建物、備品等については無償譲渡（譲与）とします。

(2) 対象事業者

- ・ 市内で保育所を運営している者であって、社会福祉法人格を有する者
- ・ 市内で幼稚園を運営している者であって、学校法人格を有する者

6 受諾事業者への保育業務の引き継ぎ

子ども達の心理的な負担軽減や保護者の不安軽減を図るため、また、受諾事業者に保育業務を円滑に移行するため、民営化前に十分な保育業務の引き継ぎ（共同保育）を行うこととします。

【用語の解説】

※1 民間移管

⇒ 既存の公立保育所の施設を民間事業者に移管し、民間保育所として引き続き保育を継続

※2 民間誘導

⇒ 公立保育所の近隣に民間保育所を誘導し、公立保育所を廃止

※3 認定こども園（幼保連携型）

⇒ 就学前の子どもに適切な幼児教育・保育の機会を提供するとともに、すべての子育て家庭に対する支援を行う機能を備え、認可幼稚園と認可保育所が連携して一体的な運営を行う施設

※4 子育てサロン

⇒ 在家庭の親子の子育てに関する相談指導・育児不安の解消など、地域における在家庭に対する子育て支援施設

※5 なかよしクラブ

⇒ 心身に遅れがあると思われる幼児（障がい傾向児）及びその保護者に対し、適切な相談、助言、指導などを行い、児童の福祉の向上を図る施設

※6 家庭的保育者（保育ママ）

⇒ 3歳未満児を対象に少人数（3人以下）の保育を実施する者であり、家庭的保育者（保育ママ）の居宅内において保育を実施

※7 指定管理者制度

⇒ 多様化する市民ニーズに、より効率的・効果的に対応するため、公の施設の管理に民間事業者の能力などを活用することにより、サービスの向上と経費の削減を目的とした制度（公設民営）